平成２１年（フ）第５０５号
静岡県焼津市三ケ名1802番地の３　フォーブル千紗Ｂ棟101
債務者　斉藤まさ枝
１　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５２８号
静岡市駿河区緑が丘町10番12号
債務者　松本　伸家
１　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１３７号
広島県福山市多治米町１丁目11番10号、旧住所広島県福山市熊野町乙1318番地
債務者　北村　正美
１　決定年月日時　平成21年７月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月８日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２１年（フ）第６３９号
東京都江戸川区中葛西３丁目23番11号
債務者　渡辺　早苗
１　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月25日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第７１２号
東京都小金井市本町５丁目19番10号ビューハイムアシタバ101
債務者　清水　優華
１　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月25日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第４８３号
愛知県岡崎市上里３丁目１番地18　コーポ上里201
債務者　桜井　敏明
１　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月７日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第１３０３３号
埼玉県越谷市大沢３丁目３－９
債務者　関根　　守
１　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月29日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３０３８号
東京都世田谷区野毛１丁目３―19―102
債務者　小澤　孝男
１　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月29日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３０号
島根県益田市須子町23番23号
債務者　和崎　武志
１　決定年月日時　平成21年７月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月30日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月１日午後１時15分
松江地方裁判所益田支部

平成２１年（フ）第４１２号
静岡市清水区蒲原１丁目18番30号、前住所三重県三重郡川越町大字北福崎437番地
債務者　那須野京子（旧姓齋藤）
１　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４１９号
静岡市葵区羽鳥５丁目21番46号　藤美荘101号、旧住所静岡県藤枝市岡部町殿749番地
債務者　近藤　節子（旧姓岩野）
１　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４３１号
静岡市清水区興津井上町355番地の７
債務者　神谷　惠子
１　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４３３号
静岡市駿河区新川２丁目１番40―１Ｂ号、旧住所静岡市清水区庵原町1772番地の１
債務者　岩川　總子
１　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４４０号
静岡市駿河区丸子２丁目２番２号
債務者　上松　和子
１　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４６６号
静岡市清水区袖師町564番地の５、前住所静岡市清水区梅ヶ谷189番地の１
債務者　佐藤　裕貴
１　決定年月日時　平成21年７月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
５　免責審尋期日　平成21年10月５日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部